

平成 18 年度 第 1 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 18 年 4 月 25 日（火）17:43～18:12

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、お待たせいたしました。「平成 18 年度 第 1 回規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、宮内議長、お願いいたします。

宮内議長 お待たせいたしました。本年度の第 1 回会議がただいま終了いたしましたので、その模様につきまして御報告いたします。冒頭の部分につきましては、公開させていただいておりますので、特に御説明は簡単にさせていただきますが、中馬大臣、山口副大臣においでいただきまして、大臣のごあいさつの後、先日の経済財政諮問会議に中馬大臣と私が出席し、我々の会議の現況につきまして御報告をいたしましたので、その模様について報告をいたしました。

その後、審議に移りました。本日のところはまずお手元に資料があると思いますが、本年度の当会議の運営方針でございます。運営方針につきましては、お手元の資料のとおり、基本方針、スケジュール、スケジュールの中で特に会議の運営等につきましての企画委員、その次の 11 の 2 のところがございますように、本年 6 月を目途に重点事項を推進する。そのために、重点事項推進ワーキンググループをつくるということ。そして 11 の 3 に、それと同時に個別分野ごとにワーキンググループをつくりまして、年末の答申に向けて作業を行うということ。それから、年に 2 回ございます集中受付月間、特区の推進、これについても当会議としましては重要課題として注力するということでございます。スケジュールが、3 ページの別添 1 に大体書かれているところがございます。これは当面のスケジュールでございます。6 月までの重点事項の取組みのスケジュール感といったところがございます。4 月 25 日というのは本日のところで「重要事項に関する検討状況について」ということです。

一番最後の別添 3 のところをごらんいただきますと、今回の委員の配置、これによりましてすべてが網羅できると我々は考えております。

上の重点事項推進ワーキンググループというのは、全委員がこのワーキンググループに入るということで、これはまず 6 月の答申に向けての体制でございます。分野別というのは、年末に向けての答申の体制、そして両方のワーキンググループを同時に動かしていくということでございます。

6 月までの重点事項のワーキンググループは、その前のページの別添 2 に書かれております。主なる重点分野のテーマと担当委員ということで書かせていただいております。

この運営方針につきましては、皆様方の御了解をいただいたということで、この運営方針に沿って最後の 1 年を進めていくということでございます。

その次は、6月を目途にいたします、重点事項の検討状況ということでございまして、これはこの会議のたびに、各担当委員からどういう課題があって、我々はどういうことを考えている。それに対して、現在の折衝状況はこうだという現況についての報告を、各分野の委員にさせていただきまして、そしてそれに基づきまして意見交換をさせていただいたということでございます。

そして、今後の進め方につきましては、特にこの連休明け以降でございましてけれども、この重点事項推進ワーキンググループを中心に活動をしていく。更にそこで随時公開討論も必要であれば開かせていただきたいと思いますし、論点がはっきりしてきた場合には、大臣のおでましをいただきまして、本部を開催して大臣折衝を行う。あるいは骨太の方針をとりまとめる経済財政諮問会議と連携を取るなど、1つでも多くの具体的成果を得られるように取り組んでいきたいということで、本日のところは6月までの作業のやり方、現在の状況ということの情報交換、意見交換をさせていただいたということでございます。

そして最後に「あじさい月間」についての報告、「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間に係る『あじさいキャラバン』の実施について」という資料がございまして、この報告が御担当の志太主査からございました。

もう一つ「市場化テスト」の法案の審議状況につきまして、事務局から説明があったということでございます。

概要は、極めて大ざっぱな概要でございましてけれども、この中で現在の検討状況ということのほか、その他の意見として重要だと思われましたことは、やはりこの重点項目、あるいは全体に含まれている項目の中で、実は取り上げられていないけれども、もっと大きな問題があるのではない。そういったものを抽出していくべきではないか。特に、国と地方との関連において、もっと深く我々が問題提起をすべき問題があるのではないかというような御指摘もございました。

あと我々が重点事項を考えたときには、全く問題として出ていなかったことが、最近の動きとして、新しい課題として出てきたものがあるのではないかというような御指摘もございました。例えば、解雇規制の法制化の問題だとか。それから、例の闇金融といいますか、消費者金融問題から出ました金利規制というものは、我々規制改革という観点から言うと、金利は低ければ低いほどいいのだという規制が、果たしてそれは本当にいい結果をもたらすのだろうか。あるいは耐震強度偽装の問題について、規制との関係で何か考えるべきことがあるのではないかという、最近いろんな問題が出てきておりますが、これをどう考えるかという問題提起がございました。

また農業について、お手元の資料にあったと思いますが、経済財政諮問会議の民間議員からは、農業の問題が提起されているにもかかわらず、我々の6月までの重点項目の中には入っていないということで、農業をどのように我々として取り上げたらいいのかということで議論がございました。

とりあえず、私からざっと御報告させていただきまして、あとは御質問に答えるという

形で委員の皆様からお答えさせていただきたいと思います。

司会 それでは、御質問ございませんでしょうか。

記者 議長の最後の方で御説明になった、金利の規制ですとか、耐震規制ですとか、平たく言えば規制強化の方向に動いている問題について、規制改革の観点からどういうふうに議論するかという問題提起があったということですが、議論の内容ですとか、あるいは何をどんな視点で取り上げていくとか、その辺のことはどんな話になったのでしょうか。

宮内議長 本日のところは、結局そういう問題はごく最近出てきたもので、我々の本年度の6月、年末、両方の中のテーマとしては、想定していなかった問題で、しかし、社会的に大きな問題が出たのは、我々の考え方をそこでしっかり考えないといけないという問題提起でした。ですから、これは恐らく今後ワーキンググループで個別具体的に考えていただくということができればと思います。

記者 特に方向性がどうこうという議論にまで全然いっていないということですか。新しい問題だから考えましょうということですね。

宮内議長 どんな議論があったかということの例示的に申し上げたわけです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 これまでに出ているNHKの問題だとか、その辺の進捗について、それぞれどういう御報告があったのか教えてください。

鈴木議長代理 IT問題につきましては、先回も私が申し上げましたけれども、幾つかの機関がそれぞれの立場から、今、検討を進めている最中です。我々の立場は何かと言ったら、去年の12月にももの考え方と、こういうふうにやってくださいという方針は明確に示したつもりです。

したがって、それに基づいて各省庁が現在作業を進めておられる。当然、我々が去年出したものは閣議決定されておりますから、我々が提言した趣旨に基づいて決められていくものと理解しておるわけでありませぬ。

ただ、現在急いで議論が進められておりますが、一部のものについてはある程度議論がかたまっているものもあるが、しかし、なかなか大変大きな問題を抱えておられるから、全部について議論がかたまっている段階ではないと承知しております。

だから、我々は現在は我々の答申に対してその実現を監視する立場にあるわけですから、しかも答えは6月に出すと言っておられるところもある。そういたしますと、その答えがある程度熟してまいりませぬと議論にはならないわけですから、その熟してくるのを待って、それが我々の去年出した答申に対して、沿うのかそうではないのか、もし沿わないとしたならば、いかなる理由によってなのか、それは我々が納得できるものなのか。こういうことを、宮内議長を中心とする、この会議がまさしく判断すべき問題であろうと考えて、今、見守りつつ、かつ我々としても認識を更に深めるために、勉強を重ねているというのが現在の状況です。

記者 今のは、ITと放送と両方の話ですか。

鈴木議長代理 去年提言したすべてです。ですから、それは当然電気通信事業における規制の在り方という問題も含めております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 宮内議長、諮問会議で、竹中総務大臣の懇談会との連携を取っていくというお話をされていますけれども、これについて、今、鈴木議長代理がお話しされた部分もありますが、まだ機が熟してないと思いますけれども、具体的にどういうところで連携していきこうと、どういう形を想定されておりますか。

宮内議長 今、鈴木議長代理がおっしゃったように、政府の中のいるんなところで、今、放送・通信というのは検討されております。私どものファンクションというのは、規制改革という視点で考えていくということだと思っておりますけれども、恐らく総務省というのは放送・通信全体を所管しておりますから、もっと広い範囲で技術の進歩、そして、現状の業界の状況、例えば、問題になっているNHKの現況あるいは国民の支持というのをどう判断するかというようなことを含めて、いろいろな提言あるいは答申というようなものにまとまっていくと。

私どもは規制改革という立場で考えます。例えばNHK問題について言えば、山をどちらから登るかというようなことで、恐らく、全く右と左というようなことは想定できないわけです。今のところでどう連携するかと言われますと、私どもの方は、昨年末、かなりはっきりした答申を出しているわけです。そして、その実現を、いつまでにどういうことをするというのを、今のところは待つ立場です。にもかかわらず、せかしたりそういうことをするのは、ある意味で整合性がないところがありますから、そういう意味では他の動きを見ているということです。それから、次の方向性がもし一緒であれば、力をあわせて進めていけば、物事がより理解を得やすいということになるのではないかと。その辺まで来ると、連携ということになるのかもわからないと思いますけれども、今のところは少しじっとしているということです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 ただ、今のその段階の話を聞いていると、こちら側の答申で出したものとは、今の時点でもスクランブル化などを含めてかなりの開きがあるような気がするんですけども、その点について、結論を待ってといたしますか、途中段階で何らかの話をするという可能性はないんですか。最終的な結論を待って、そこまではこちらとしては見ているだけということでもいいわけですか。

鈴木議長代理 スクランブル化についても、4月20日の第10回の後の記者会見のときに言っておられるのは、今、どこの時点でスクランブルをかけるかどうか、そこら辺を勉強中だと。こういうことを言っておられるように見受けられます。

したがって、今、スクランブル化を例にされて隔たりがあるとおっしゃっているようだけれども、どこの時点でかという議論ならば、別に隔たりはない。ということは、規制改

革委員会が言ったのは、デジタル化が完成したときにはスクランブル化をなさいということですし、それが現在生きている閣議決定ですから、そこら辺についてこういう議論をされて、それをどこで何をされるのかということが、まだ議論がかたまっていないというようにおっしゃっておられるとするならば、不一致とはいえないと思っています。今、十分考えておられるところでしょうと受け取っております。

ですから、私は、幾つかのものは、例えばチャンネルの問題だとか似たような話が出てきているような感じがしております。そういうところで、もう少し明確な話を聞きませんと判断はしかねるということで、こちらも閣議決定を受けている問題ですから、決して大きく隔たることはあり得ないのではないかと期待しています。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 重点事項推進ワーキンググループの検討課題の中で、資格制度の見直しというのがありますけれども、ここは医師の資格の更新とか、そういう問題も入ってくるのではないかなと思うんですけれども、そこでの検討状況などを教えていただければと思います。

鈴木議長代理 資格制度というのは幾つかあるわけですが、古典的に言いますと、弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士のたぐいです。そういうところの問題も勿論入ります。

これは、規制改革委員会時代に一度大浚らいをやったことがあるわけですが、そのほかに、例えば最近の問題としては建築士の問題だとか、あるいは医師の問題。医師の問題というのは、医療ワーキンググループで数年前から取り上げていた問題で、人の命を預かる最もケアしなくてはならない業種であるだけに、きちっとしたチェックをしていただきたいという要望が非常に強い分野です。この問題というのは、2001年の答申のときから続いている問題です。

これに関連して、そういうようなチェック方式というものと、それから、医療に関わる人がどういう形で専門性を高めていくのかということで、専門医制度という問題をどう位置づけるのか。これは、私はそういう自発的な方向で一方では腕を上げる人とともに、腕がどうしても下がってしまう人をどうするのかという問題として考えるべきだと思いますが、そんなことを含めて、いろいろなヒアリングはしております。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 今、鈴木先生がお話しなされていたヒアリングですが、ヒアリングは一体どういうところからなされていますか。

鈴木議長代理 何についてのヒアリングですか。

記者 医療の医師の関係です。

鈴木議長代理 それは厚生労働省です。

記者 具体的にはどこですか。関係部局ですか。

鈴木議長代理 関係部局です。

記者 医師会とか、そういうところとは特にございませんか。

鈴木議長代理 医師会とは、必要があったら行いますけれども、現在まではファクトとしてヒアリングはしておりません。

司会 ほかにはございませんでしょうか。

記者 このスケジュールを見ると、あと2回で6月の答申が決まるというようなことになっていますけれども、余り中身の議論が見えない中で、割と短期間で決まるんだなという印象があるんですが、公開の討論会をオープンでやられると思いますけれども、この運営方針の中に「4.各WGに関する情報の公開について」ということで、支障がなければ原則公開と書いてありますけれども、ホームページで、今、ワーキングについては、たしか主査の判断で公開するかどうかと書いてあって、現実問題として、まだ1つしかヒアリングが公開されていないんです。こういう状況で、あと2回の本会議で決定されるというのは、透明性とか情報公開として不足するのではないかという印象があるんですが、ヒアリングの議事録が特にそうですけれども、もうちょっと徹底されていくようなお考え、もしくは会議をもうちょっと開かれるとか、そういったお考えというのはないですか。

宮内議長 議事録等につきましては、時期はともかくとして、各ワーキンググループで、これは原則公開ということでやっておりますので、特に理由がない限り、公開します。

ただ、問題は時期です。ここを御理解いただきたいのですけれども、私どもは関係省庁を説得して、納得してもらって、しかも、その納得した関係省庁が、今度は後ろを向いて、それに関係する人に、また納得をしてもらうというような複雑な形で徐々に合意をつくっていきます。相手からノーと言われれば一步も進まないというのが私どもの会議の限界でありまして、そういう中で、できるだけ成果を上げるにはどうしたらいいかということになりますと、これは交渉の場ですから、いろいろな形で少しでも我々の思いを実現していこうと。そうすると、折衝の内容をすべてリアルタイムで公開し、透明性を100%高めるということが成果を最大限もたらすとはとても思えないのです。イエス、ノーの権限を持っている相手に対して、こちらは説得して、うんと言ってもらってということでございます。どちらも同じ力を持って試合をしているのだったら、完全に透明性を高めていいと思うのですけれども、そういう意味で、我々としましては、会議の目的を最大限達成するにはどうしたらいいかと思いながらやっております。

また、会議がたった2回で決まるのかということでございますけれども、実は、当会議は、言うならば、水の底に潜っているいろいろやっていて、ひょいと出て、にっこり笑って、また潜るというような作業なわけですし、実は会議をしていないときの方がはるかに物事が変化しているということもありあMす。こういう形でしか規制改革はなかなか進みません。過去十数年の歴史から考えて、誠に申し訳ないけれども、しばらく潜らせてほしいというときは御理解をいただきたい。100%透明性を求めると、得るものは恐らくかなり小さくなるのではないかと考えています。必ず後で公開しますし、我々は変なことをやるわけでも何でもありませんから、何ら公開することにちゅうちょしませんが、交渉の最中にだ

けは言えない、言うともずいということがままありますし、それは今までの経験上出てきたことですので、御理解いただければと思います。

記者 確かに、時期の問題はありますけれども、答申がまとまる段階ではすべてオープンにする、例えば何か月後とかそういうことではなくて、答申がまとまる段階では、交渉事は一旦終わっているわけですから、特に問題はないと思います。

宮内議長 おっしゃるとおりで、これは我々委員がゆっくりやれなどと言ったことは全くないのであって、議事録は事務局におつくりいただくわけで、我々は自分のしゃべったことだから、そのとおり議事録が出ているだろうということではしか思っていないわけです。それは事務局の能力に関わる、キャパシティーの問題だと思います。ゆっくりやれなどというようなことは思ったこともありません。

司会 ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これにて会見を終了いたします。ありがとうございました。